

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成27年(2015年)5月25日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 5月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 5月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】Aは二男の妻及び二男夫婦の子と養子縁組したが,その死後Aの長男Yは,Aは両縁組当時認知症に罹患し意思能力を欠き,同縁組はYの遺留分を減少させる目的だったとしてその無効確認を求めた事案。Yの請求を認めた原判決を取消し,Yの請求をいずれも棄却(平成25年5月9日広島高裁平成25年(ネ)第35号)

【2】亡Bの特別縁故者と主張するAが相続財産分与の申立をした後審判前に死亡した場合,同申立が同人死亡で終了するか,相続財産法人に受継されるかが問題となった。申立事件が終了したと判断した原審判を取消し,原審において事実関係を審理すべきとして差戻した(平成25年7月3日東京高裁平成25年(ラ)第1234号)

【3】高額所得者である原告人が元妻の再婚,養子縁組や新たな子の出生等の事情の下に養育費の減額を求め,どの程度の事情の変更があれば同請求が認められるか争われ,養育費調停時には想定されなかった事情と生活条件に大きな変化があったとして養育費減額を認容(平成26年6月30日福岡高裁平成26年(ラ)第82号)

【4】マンション居住のX夫婦が階下に居住するYが深夜に歌う歌が受忍限度を超える騒音だとして,その差止と損害賠償を求めた事案。本判決はYの立てる音を受忍限度を超えると認めしたが,既にXは転居しており騒音差止は理由がないとし,慰謝料支払のみ一部認容した(平成26年3月25日東京地裁平成23年(ワ)第35604号,平成25年(ワ)第16760号)

【5】外国人技能実習生だった中国人Aが同僚から暴行を受けて死亡。在中国の両親が被告らに損害賠償請求した事案。逸失利益は実習期間終了予定日まで日本の,その後は本国での基礎収入を基にし,慰謝料はそれが消費される国の条件を勘案し約1873万円の支払を命じた(平成26年9月30日千葉地裁平成24年(ワ)第2950号)

【6】未成年者らの親権者を母と指定して離婚した後,当該母が第三者(未成年者らの祖母)を未成年者らの後見人に指定する遺言を残して死亡したところ,生存する未成年者らの父が未成年者らの親権者を亡母から父に変更する旨申立て,それが認められた事例(平成26年1月10日大阪家裁平成25年(家)第4744号,第4745号,第4746号)

(商事法)

【7】(1)本件種類株主総会において基準日設定公告をしなかったことが会社法124条に違反するか,(2)同総会決議の取消事由が存在する場合に裁量棄却をすべきかが争点となった事案。(1)は法令違反,(2)は「違反する事実が重大でない」とは認められないとして請求棄却(平成26年4月17日東京地裁平成25年(ワ)第19050号)

(知的財産)

【8】燃料等を指定商品とする「SUBARU」,「スバル」の商標権者による,固形潤滑剤等を指定商品とする「SUBARIST」,「スバリスト」の商標登録無効の審判請求を,成り立たないとした特許庁の審決が,商品の出所につき広義の混同の生ずる恐れありとして取消された事例(平成24年6月6日知財高裁平成24年(行ケ)第10013号)

【9】本願の出願に対する特許庁の拒絶査定に対し原告らが不服審判を請求したところ,特許庁は請求期間の経過を理由に本件審判の請求を却下したためその取消訴訟を提起。審決に「査定の謄本の送達があった日」の認定・判断に誤りがあるとして原告らの請求を認容した(平成25年3月25日知財高裁平成24年(行ケ)第10261号)

【10】無権限の被控訴人が韓国において皮膚再生医療技術の独占的実施が可能であると欺罔し業務委託等契約を締結させるなどした行為に対し損害賠償が請求された事案。被控訴人の不法行為を認める一方控訴人の落度も認め30%の過失相殺で損害賠償請求を認容した(平成27年4月13日知財高裁平成26年(ネ)第10132号)

【11】被控訴人が製造販売する製品(椅子)について,控訴人が著作権の侵害を主張する部分は控訴人の創作的な表現として著作物性を認めたが,椅子の脚部の本数はその余にかかる共通点を凌駕するものとして,控訴人の著作権法に基づく損害賠償請求の控訴を棄却した(平成27年4月14日知財高裁平成26年(ネ)第10063号)

【12】特許無効審判の被請求人である原告が特許無効審決の取消しを求めた事案。原告が本件発明の認定誤りを取

消事由として主張したのに対し、被告が時機に後れた攻撃防御方法として却下すべきである旨を主張したが採用されず当該取消事由により審決が取消された事例(平成27年4月28日知財高裁平成26年(行ケ)第10175号)

【13】特許無効審判の請求人である原告が特許無効審判の請求は成り立たないとした審決の取消しを求めた事案。本件明細書の記載及び本件優先日当時の技術常識を考慮しても当業者が実施可能であったということとはできないとして審決が取消された事例(平成27年4月28日知財高裁平成25年(行ケ)第10250号)

【14】IKEAの商標権者である原告が、被告運営の原告製品の通販サイトにおける原告製品の写真の転載が原告著作権を侵害する等としてその使用差止及び損害賠償を求めた事案。差止請求は認容したが損害立証がないとして損害賠償請求の大半を棄却(平成27年1月29日東京地裁平成24年(ワ)第21067号)
(民事手続)

【15】担保不動産競売で建物の所有権を取得した者は、建物の所有権が第三者へ移転しても引渡命令の申立権を有しており、引渡命令の執行が権利の濫用にもあたらないとされた事例(平成25年4月10日東京高裁平成24年(ネ)第7492号)

【16】差押命令送達時点で預金債権額合計最大の金融機関店舗の預金債権、当該店舗の預金債権について先行の差押又は仮差押の有無等指定の順序で差押金額に満つるまでとした債権差押命令の申立は差押債権の特定を欠き不適法と判示(平成26年6月3日東京高裁平成26年(ラ)第708号)

【17】XはYに対し、Xの不貞による損害賠償請求権の不存在、Yの暴行等を理由とする損害賠償請求を東京地裁に提起。YはXに対し、Xの不貞による損害賠償請求を神戸地裁に提起。Xは基本事件の東京地裁への移送を求め原審で却下されたが、抗告審で移送が認められた(平成26年12月2日大阪高裁平成26年(ラ)第1167号)

(刑事法)

【18】大阪高裁の判決に対する検察官からの上告について、区長作成の戸籍の全部事項証明書によれば、被告人は控訴審判決宣告前に死亡したことが明白だとして、最高裁にて公訴が棄却された事例(平成27年3月3日最高裁平成27年(あ)第239号)

【19】準強制わいせつ被告事件において、保釈を許可した原々決定を取消して保釈請求を却下した原決定に刑法90条、426条の解釈適用を誤った違法があるとされ、原決定が取消された事例(平成27年4月15日最高裁平成27年(し)第223号)

【20】刑法278条2第1項による公判期日等への出頭在廷命令に正当な理由なく従わなかった弁護人に対する料の制裁を定めた同条2第3項は、弁護士法上の懲戒制度が既に存在していることを踏まえても、憲法31条、37条3項に違反するものではないと判示(平成27年5月18日最高裁平成27年(し)第149号)

【21】公務執行妨害、傷害被告事件の被告人が、本件実況検分調書貼付の写真に係わる複製等をインターネット上の動画投稿サイトに掲載した行為に対し刑法281条5第1項を適用して処罰することが憲法21条1項に反しないとされた事例(平成26年12月12日東京高裁平成26年(う)第698号)

【22】少年審判手続で保護観察所の保護観察に付された19歳の少年が、遵守事項を遵守せず、保護観察所長の警告にも従わなかったため、保護観察所長から家庭裁判所への施設送致申請が行われ、家庭裁判所が少年法26条4第1項により同少年を中等少年院送致とした事例(平成26年9月9日広島家裁平成26年(少八)第400006号)

(公法)

【23】所得税の更正に対する不服申立てとして提起された前訴が、住民税の所得割を増加させる賦課決定における期間制限の特例にいう「訴え」に該当するかが争われ、前訴判決は対象となる所得税の課税標準に異動を生じさせるものではなく当該「訴え」に該当せずと判示(平成27年5月26日最高裁平成24年(行ヒ)第368号)

(社会法)

【24】音楽著作権の管理事業者が放送への利用の許諾につき使用料の徴収方法を定めるなどの行為が独占禁止法2条5項にいう「排除」の要件である他の事業者の参入を著しく困難にする効果を有するとされた事例(平成27年4月28日最高裁平成26年(行ヒ)第75号)

【25】労働基準法114条の付加金の請求の価額は、当該付加金の請求が同条所定の未払金の請求に係わる訴訟において同請求とともにされるときは、当該訴訟の目的の価額に参入されないと判示(平成27年5月19日最高裁平成26年(許)第36号)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 広島高判平成25年5月9日 判例時報2250号19頁

平成25年(ネ)第35号 養子縁組無効確認請求控訴事件(上告棄却・不受理)

亡A(平成21年死亡)には長男と次男があり、平成17年9月にAと次男の妻X1との間の養子縁組届が提出され(第1縁組)、その後、平成19年8月、Aと次男夫婦の子3人(X2~4、Aの孫)との間の各養子縁組届が提出されていたところ(第2縁組)、これに対し長男Yが、Aは第1縁組及び第2縁組の当時、認知症に罹患しており、他人の話す言葉の意味を判断できず、言いたいことも伝えられない状態であったから意思能力を欠いていた、また、第1縁組及び第2縁組は、Yの遺留分を減少させることを目的としてなされたものでありAは縁組意思が欠如していたとして、上記縁組の無効確認を求めた事案。

原判決は、第1縁組及び第2縁組のいずれの時点においても、Aには意思能力がなかったとして、Yの請求をいずれも認容したが、本判決では原判決を取消し、Yの請求をいずれも棄却した。

第1縁組については、本判決は、Aが、当時、介護老人福祉施設において、簡単な四則計算や漢字の読みのテストをほぼ正解し、職員との間の意思疎通に格別の問題は生じていなかった事実、介護老人福祉施設の平成17年調査票において、意思の伝達ができる、介護者の指示がときどき通じる、生年月日・年齢・自分の名前・自分がいる場所を答えることができる、問題行動はなく、介護する上で必要なその場の指示は何度か言えば通じるとされていた事実など、縁組当時においてAの事理弁識能力が一定程度あったことをうかがわせる事実を認定した。

また、本判決は、Aが、次男夫婦と同居し、X1から日常的に身の周りの世話を受けるようになった事実、AがX1に感謝の気持ちを感じ、何かしてあげたいなどと言うようになり、税理士に相談してX1を養女にすることを考えたとの事実を認定し、Aが養子縁組届に署名した状況に関し、Aが、証人となることを依頼された税理士から養子縁組意思を確認されると、「よろしく願います」と返答して、養子縁組届に署名捺印した事実、その署名は筆跡から意思能力が疑われるようなものではなかったとの事実を認定し、さらに主治医が、第1縁組の約2年後に行われた第2縁組時点においてもAに意思能力がある旨の覚書を作成していたことを指摘した。

本判決は、これらの事実からすると、Aが、第1縁組当時、意思能力を欠いていて、本件各縁組の意思表示をすることができず、縁組意思もなかったと認めることは困難であり、むしろ、Aは意思能力及び縁組意思を有していたものと認めるのが相当とした。

第2縁組について、本判決は、平成19年当時のAの介護老人施設での生活状況、Aが養子縁組届に署名した状況に関する事実、署名の筆跡、税理士の関与のほか、主治医が、Aの縁組届への署名に立ち会い、AがX2とX3とX4の三人を養子にする意思は明確でその意味を理解している旨の覚書を作成し、Aの診療録と一結に保管していた事実を認定し、これらの事実からすると、Aが、第2縁組当時、意思能力を欠いていて、縁組の意思表示をすることができず、縁組意思もなかったと認めることは困難であり、むしろ、Aは、意思能力及び縁組意思を有していたものと認めるのが相当とした。

(2) 東京高決平成25年7月3日 判例タイムズ1410号122頁

平成25年(ラ)第1234号 特別縁故者に対する相続財産分与審判に対する抗告事件(取消、差戻、確定)

亡Bの特別縁故者と主張する者Aが、家庭裁判所に相続財産分与の申立をした後、審判前に死亡した場合、相続財産分与の申立てが申立人の死亡により終了するのか、それとも相続財産法人に受継されるのかが問題となった事案において、本決定は、亡AがBの特別縁故者として相続財産分与の申立をした後に死亡し、亡Aについて相続人があることが明らかでないため、相続財産法人が成立した場合には、亡Aの相続財産法人が申立人の地位を承継したものであるべきであるとして、申立人の死亡により申立事件が終了したと判断した原審判を取消し、財産分与の判断の前提となる事実調査がなされていないため、今後は亡AがBの特別縁故者に当たるか否か、財産の分与が相当であるか否かについて更に原審において審理するのが相当であるとして、事件を家庭裁判所に差し戻した。

(3) 福岡高決平成26年6月30日 判例タイムズ1410号100頁、判例時報2250号25頁

平成26年(ラ)第82号 養育費(減額)申立却下の審判に対する抗告申立事件(取消、変更、確定)

抗告人が、高額所得者(年収約6000万円)であり、同人や相手方(抗告人の元妻)の再婚、養子縁組や新たな子の出生等の事情のもとに養育費の減額を求めた事案において(離婚時の養育費の合意は1人当たり月額20万円)、どの程度の事情の変更があれば養育費の減額が認められるか、養育費の具体的算定方法(高額所得者の場合、再婚、養子縁組や新たな子の出生等があった場合)が争点となったが、本抗告審は、計算上の1人当たりの養育費を月額約16万9000円と算定した上で、双方の再婚(ただし抗告人の元妻は原審後に離婚。)、抗告人の再婚相手の連れ子(2名)との養子縁組及び再婚相手との間の子の出生は、いずれも調停時には想定されていなかった事情であり、それぞれの生活状況は大きく変化し、現在の養育費の算定結果も相当程度変わっていると事情の変更を認め、1人当たりの養育費月額20万円を月額17万

円に変更した。

(4) 東京地判平成26年3月25日 判例時報2250号36頁

平成23年(ワ)第35604号・同25年(ワ)第16760号 騒音禁止等請求事件, 損害賠償請求事件 (一部認容, 一部棄却(確定))

本件は, マンションの8階に居住する夫婦(夫X1, 妻X2)が, 下の7階に居住するロックミュージシャンであるYは, ほとんど毎日, 深夜を含めて長時間ロック調の歌を歌い, 受忍限度を超える騒音を発生させていると主張して, X1において, Yに対し, 区分所有権に基づいて一定の音量を超える騒音の差止を請求するとともに, Xらにおいて, Yに対し, 不法行為による損害賠償を求めた事案である。

本件の主な争点は, (1)Yの歌声は受忍限度を超える違法なものか, (2)X1の所有権に基づく騒音差止請求は認められるか, (3)Xらの主張する損害の有無及びその額である。

争点(1)については, 深夜における騒音については, Y1の歌声は, 生活音とは明らかに異質な音であり, その音量が最大41デシベルにとどまるとしても, 入眠が妨げられるなどの生活上の支障を生じさせるものであるといえる。また, 環境条例における深夜(午後11時から翌日午前6時まで)の規制基準は50デシベルであるが, 建物の防音効果を考慮すると, 建物内においてはより厳格な数値が求められているものである。これらの点を考慮すると, 最大41デシベルに及ぶ深夜におけるYの歌声は, 受忍限度を超えるものであると言うべきであると述べて, Yは入居して以降, 年に数回程度, 深夜に歌を歌い, Xらが居住していた部屋(以下, 「X号室」という。)に受忍限度を超える騒音を伝播させたものであると認められ, その限りで不法行為責任を負うべきものであると判断した。

争点(2)については, Yの不法行為が上記における限度において認められるものであり, また, X号室をXらが転居後に賃貸した賃借人からは, 騒音被害の苦情が述べられていないことに照らせば, Yの行為により, 今後, X号室についてのX1の所有権を侵害される具体的なおそれは認められないから, X1のYに対する所有権に基づく騒音差止請求は理由がないと判断した。

争点(3)について, Xらは, 慰謝料のほか, X1においては, 売却できなかったことによる売却利益の喪失分又は転居先の家賃等について, また, X2においては, Yの騒音により統合失調感情障害と診断され, その際の投薬により妊娠中絶を余儀なくされたとして治療費等について損害賠償を求めたところ, 本判決は, 売却利益の喪失については, Yの不法行為が, 前記に説示した限度において認められるものであり, また, X号室賃借人が騒音被害について苦情を述べていないことに照らせば, 本件不法行為と原告らがX号室の売却について断念したとの間には相当因果関係が認められない, また, 転居先の家賃等についても, 騒音の程度に照らせば, X2の反応は, いささか過剰なものであって, 本件訴訟において認定された限度での不法行為を原因として, X2に現れた症状が生じ, また, X2が妊娠中絶を余儀なくされることが通常とは言いがたく, そのような事態が生じることについての特別事情について, Yにその認識ないし予見可能性があったということとはできないとして, X2に生じた症状, 妊娠中絶, ひいては, 本件不法行為と原告らの転居との間の相当因果関係を否定した。

そして, Xら主張の損害のうち, X1に対する慰謝料を10万円, 弁護士費用2万円の限度で, X2に対する慰謝料を20万円, 弁護士費用4万円の限度で認めた。

(5) 千葉地判平成26年9月30日 判例時報2248号72頁

平成24年(ワ)第2950号 損害賠償請求事件(一部認容, 一部棄却(控訴))

本件は, 外国人技能実習生として日本に入国し, 被告会社で就労中の中国人Aが就業先の同僚から暴行を受けて死亡したため, 在中国の両親が加害者である被告同僚及び被告会社に対して, 2739万3583円の損害賠償請求を提起した事案である。なお, Aは日本での実習期間終了後は中国に帰国することが予定されていた。

本判決は, 逸失利益について我が国の実習期間終了予定日までの期間についてはわが国での収入を基礎収入とし, その後就労可能年齢67歳までは本国である中国に帰国して就労した場合に予想される収入をもって基礎収入とすることが相当であるとして, 来日前の中国での収入を基準にして算定し, Aの死亡慰謝料については精神的苦痛の程度は日本人も外国人も何ら異ならないとしつつも賠償金の算定にあたっては遺族の生活の基盤がある国, 慰謝料が費消される国, 当該国と日本の物価水準や生活水準によって貨幣価値が異なるとしてそれらの要素を考慮して算定するのが相当であるとして, 総額1873万1224円の支払を命じた。

(6) 大阪家決平成26年1月10日 判例時報2248号63頁, 判例タイムズ1410号390頁

平成25年(家)第4744号, 第4745号, 第4746号 親権者変更申立事件(認容(即時抗告<抗告棄却・確定>))

本件は, 未成年者ら(C, D, E)の親権者を母と指定して離婚した後, 当該母が第三者(未成年者らの祖母)を未成年者らの後見人に指定する遺言を残して死亡したところ, 生存する未成年者らの父が未成年者らの親権者を亡母から父に変更する旨申立てた事案である。

本審判は, 親権者である一方の親が死亡して親権を行う者が欠けた場合に他方の親が生存しており親権者となるこ

とを望み、それが未成年者の福祉に沿う場合においては、親権者変更の可能性を認めることが相当と解され、未成年後見制度のもつ親権の補完的意味合いに照らすと親権者変更の規定に基づいて親権者を生存親に変更することが妨げられるべき理由はなく、遺言による未成年後見人の指定においてはその適性を審査する機会が全く存在しないことにも照らすと親権者変更の余地がないとすることは却って未成年者の利益を害しかねないとした上で本件における親権者変更の当否を判断し、父への変更を認容した。

【商事法】

(7)東京地判平成26年4月17日 金法2017号72頁

平成25年(ワ)第19050号 株主総会決議取消請求事件(第1事件),同第19131号 株主総会決議取消請求事件(第2事件)(両事件につき請求一部認容)

本件は、定時株主総会と定時種類株主総会の決議の取消が争われた事案であるが、本件で主要な争点となったのは、(1)本件種類株主総会において基準日設定公告をしなかったことが会社法124条に違反するか、(2)本件種類株主総会決議の取消事由が存在するとした場合に、裁量棄却をすべきかである。

本判決は、会社法124条は、その1項において、株式会社が定める基準日において株主名簿に記載され又は記載されている株主(基準日株主)を権利行使できる者と定めることができる旨を規定するとともに、その3項本文において、株式会社が基準日を定めたときは、当該基準日の2週間前までに、当該基準日及び基準日株主が行することができる権利の内容を公告しなければならない旨を、同項但書において、定款に当該基準日及び当該権利の内容について定めがあるときはこの限りではない旨をそれぞれ規定するが、これらの規定の趣旨は、株主総会における議決権などの株主権を行使できる者は、本来は、当該権利行使時点の株主名簿上の株主であるが、株主が多数いる会社においては誰がその時点における株主かを把握することが容易ではないことから、会社が一定時点の株主名簿上の株主に権利を行使させるようにするための基準日制度を設ける一方、基準日設定公告制度を設けることにより、基準日及び基準日株主が行することができる権利の内容を株主に知らせ、株式を取得したにもかかわらず株主名簿の名義書換をしていない株主に対し、権利行使のために株主名簿の名義書換をする機会を確保することにあるものと解されるのであって、このような基準日設定公告制度の趣旨、及び、会社法124条3項但書が、定款に公告事項について定めがあるときは同項本文の2週間前までの公告を要しないと規定していることからすると、当該定款の定めは、基準日の2週間前までに存在することが必要であると解するのが相当であって、このことは、種類株主総会の議決権行使に係る基準日についても同様であると解されるところ、本件種類株主総会の開催前において、Yの定款には、種類株主総会における議決権行使に係る基準日の定めはなかったというのであるから、本件種類株主総会の議決権行使については、会社法124条3項但書は適用されないといわざるを得ないので、本件種類株主総会の議決権行使に係る基準日を平成25年3月31日と設定しようとするYが、その旨の公告を2週間前までにしなかったことは会社法124条3項に違反するというほかはなく、当該基準日を前提として行われた本件種類株主総会に係る召集の手続は法令に違反するものといわざるを得ないので、本件種類株主総会議案の決議には取消事由(会社法831条1項1号)があるというべきであると判示した。そして、本件種類株主総会決議の取消しの訴えに係る請求について、本件種類株主総会において議決権を行使できるのは、本来、本件種類株主総会時点でY株式を保有していた者になるところ、これらの者全てに対して本件種類株主総会に係る招集通知がされたことを認めるに足りる証拠はないから、Yは、これらの者の議決権行使の機会を奪ったものであって、Yが本件種類株主総会について議決権行使に係る基準日設定公告をしなかったことは、違反する事実が重大でないとは認められないとして、会社法831条2項により本件種類株主総会の決議の取消しの請求を棄却することはできないと判示した。

【知的財産】

(8)知財高判平成24年6月6日 判例タイムズ1410号182頁

平成24年(行ケ)第10013号 審決取消請求事件(認容,確定)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/322/082322_hanrei.pdf

燃料等を指定商品とし、「SUBARU」の文字からなる商標、あるいは、「スバル」の文字からなる商標等(引用商標)の商標権者である原告が、固形潤滑剤等を指定商品とし、「SUBARIST」の文字及び「スバリスト」の文字を上下二段に横書きして構成された商標(本件商標)の商標権者である被告に対し、商標法4条1項7号、11号、15号及び19号違反を理由として、本件商標の商標登録を無効にすることを求める審判請求をしたところ、特許庁が本件商標の登録を無効とすることはできないとの審決をしたため、原告がその取消訴訟を提起した。本判決は、本件商標をその指定商品に使用した場合、その需要者及び取引者において、本件商標が使用された商品が、例えば、原告から本件商標についての使用許諾を受けた者など、原告又は原告と経済的若しくは組織的に何らかの関係がある者の業務に係る商品であると誤認し、商品の出所につきいわゆる広義の混同を生ずるおそれがあることは否定できないため、本件商標が、商標法4条1項15号に該当しないとされた本件審決の判断は、同号の適用を誤るとして、審決を取り消した。

(9)知財高判平成25年3月25日 判例タイムズ1410号132頁

平成24年(行ケ)第10261号 審決取消請求事件(認容,確定)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/130/083130_hanrei.pdf

原告らがA弁理士及びB弁理士を代理人として本願を出願したのに対し、特許庁が、平成21年8月26日、本願の特許を拒絶する旨の査定をし、その謄本が同年9月3日、電子情報処理組織を通じて代理人弁理士らに送達された。これに対し、原告らが、平成23年12月13日、拒絶査定不服審判を請求したが、特許庁は、請求期間の経過を理由に本件審判の請求を却下するとの審決をしたため、原告らは当該審決の取消訴訟を提起した。本判決は、Bは、後見開始の審判を受け、同審判は、平成18年1月5日に確定したので、本願に関するBの代理権は、民法111条1項2号の規定により消滅したとし、Aについても、平成19年4月の段階で医師の診断を受けており、相当程度、意思能力が制限された状態にあり、その状況は本件送達が行われるに至るまで漸次悪化していたと認められるので、本件送達が行われた時点では、Aは、本件送達の意味を理解し適切な行動を取るに足る意思能力はなかったとし、よって、原告らに対する拒絶査定の謄本の有効な送達はいまだされていないから、特許法121条1項所定の拒絶査定不服審判の請求期間(拒絶査定の謄本の送達があった日から3月)は経過しておらず、本件拒絶査定不服審判の請求を却下した審決には、同項の「その査定の謄本の送達があった日」の認定・判断につき誤りがあるとして、原告らの請求を認めた。

(10)知財高判 平成27年4月13日 裁判所HP

平成26年(ネ)第10132号等 特許権損害賠償請求控訴事件(原審・大阪地方裁判所 平成24年(ワ)第3061号)(一部認容)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/049/085049_hanrei.pdf

韓国における皮膚再生医療技術の独占的实施に関する業務委託等基本契約に掲げられた医療技術につき、韓国で特許取得の手続がされておらず、また、被控訴人敬晴会はその独占的实施を許諾する権限を有しなかったにもかかわらず、被控訴人らが韓国においてその独占的实施が可能であるかのように控訴人を欺罔して上記契約を締結させ、対価の一部5250万円を支払わせたことが不法行為に当たるとし、また、上記契約締結後も、被控訴人らが同技術について韓国での特許権取得のために必要な手続を行わなかったこと等が、上記契約上被控訴人らの負う義務の不履行に当たるとして、被控訴人らに対し、不法行為に基づき、5250万円の損害賠償の連帯支払を求めた事案で、原審が、不法行為に基づく損害賠償として、被控訴人らに対し、2625万円の連帯支払を命じ、その余の請求をいずれも棄却したことを、控訴人及び被控訴人O.T.A.が、それぞれ敗訴部分を不服とした控訴審。

出願番号のみで表示された発明が、韓国において特許登録され得るものかどうかに係る情報は、契約の独占的实施の対象となる権利に関するものであり、契約の重要な部分に当たるものであって、控訴人が契約を締結するか否かを判断するに当たって必要とする情報であったものといえることができるが、控訴人代表者は、契約の締結に当たり、少なくとも過失により、控訴人に対する情報の提供義務を怠ったものといえるので、被控訴人らは、控訴人に対し、共同不法行為により生じた損害を賠償すべき義務がある。一方、控訴人は、韓国において、発明等を独占的に使用できるようにするためには、韓国においても特許の登録が必要であることは理解していたもののその根拠となる権利の存否、内容等についてあらかじめ説明を求めるとも、自ら確認することもなく、被控訴人らとBとの交渉を聞き、自らその事業展開をすることを希望して、極めて短期間のうちに、契約の締結に至ったものであり、被控訴人らにおいて意図的にその説明を回避しようとしたものとも認められないことなどからすれば、損害の発生については、控訴人にも落ち度があったものと認めるのが相当であり、損害賠償の額を算定するにあたっては、過失相殺(民法722条2項)としてこれを考慮すべきものである、として、控訴人に対し、不法行為により控訴人に生じた損害5250万円について、その30%を過失相殺した後の3675万円の支払を求める限度において認容した。

(11)知財高判 平成27年4月14日 裁判所HP

平成26年(ネ)第10063号 著作権侵害行為差止等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所 平成25年(ワ)第8040号)(棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/044/085044_hanrei.pdf

控訴人オプスヴィック社らが、被控訴人に対し、被控訴人の製造、販売する被控訴人製品の形態が、控訴人製品の形態的特徴に類似しており、被控訴人による被控訴人製品の製造等の行為は、控訴人オプスヴィック社の著作権を侵害する旨主張して、著作権法114条3項等に基づき、それぞれの損害賠償金の支払を求めた事案で、原審は、控訴人製品のデザインは、著作権法の保護を受ける著作物に当たらないと解されることから、控訴人らの著作権侵害に基づく請求は、理由がない旨判示し、控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決を不服とした控訴審。

著作権侵害が認められるためには、応用美術のうち侵害として主張する部分が著作物性を備えていることを要するところ、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴は、「左右一対の部材A」の2本脚であり、かつ、「部材Aの内側」に形成された「溝に沿って部材G(座面)及び部材F(足置き台)」の両方を「はめ込んで固定し」ている点、「部材A」が、「部材B」前方の斜めに切断された端面でのみ結合されて直接床面に接している点及び両部材が

約66度の鋭い角度を成している点において、作成者である控訴人オプスヴィック社代表者の個性が発揮されており、「創作的」な表現というべきである。したがって、控訴人製品は、前記の点において著作物性が認められ、「美術の著作物」に該当する。しかしながら、脚部の本数に係る相違は、椅子の基本的構造に関わる大きな相違といえ、その余の点に係る共通点を凌駕するものというべきであるので、被控訴人による被控訴人製品の製造、販売は、控訴人オプスヴィック社の著作権を侵害するものとはいえない、として、本件控訴は棄却された。

(12)知財高判 平成27年4月28日 裁判所HP

平成26年(行ケ)第10175号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/081/085081_hanrei.pdf

特許無効審判の被請求人である原告が特許無効審決の取消しを求めた事案であって、原告が本件発明の認定誤りを取り消す事由として主張したのに対して、被告が時機に後れた攻撃防御方法として却下すべきである旨を主張したが採用されず、当該取消事由により審決が取消された事案。

審決取消訴訟は、裁判所において、特許庁における審判官の合議体(特許法136条)がした行政処分である審決の瑕疵の有無を事後的に判断する訴訟手続であるから、取消事由主張の適時性の有無については、専ら当該審決取消訴訟の審理状況を前提として判断すべきである。特許庁における審判手続が、被告主張のように準司法的作用を有するものであるとしても、これを、通常の民事(行政)訴訟における第一審の手続と同視することはできない。

また、(1)特許庁は、平成26年6月9日、本件審決をし、その謄本は、同月19日、原告に送達されたこと、(2)原告は、同年7月18日付けで本件訴訟を提起し、平成26年9月30日付け原告第1準備書面において取消事由1を主張し、その後、同年10月20日に行われた第1回弁論準備手続期日において上記の原告第1準備書面を陳述したことに鑑みると、原告による取消事由の主張は、「時機に後れて提出」には当たらない。

以上によれば、取消事由の主張は、時機に後れた攻撃防御方法とはいえず、被告の前記主張は、採用できない。

(13)知財高判 平成27年4月28日 裁判所HP

平成25年(行ケ)第10250号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/069/085069_hanrei.pdf

特許無効審判の請求人である原告が、特許無効審判の請求は成り立たないとした審決の取消しを求めた事案であって、本件明細書の記載及び本件優先日当時の技術常識を考慮しても当業者が実施可能であったということとはできないとして審決が取消された事案。

原告は、甲8(「一流企業実務者が明かす、最先端の"材料"と"技術" 最新エレクトロニクス実装大全集<上巻>」株式会社技術情報協会)のデータを根拠にして、PPD/BPDAの2成分系ポリイミドフィルムは、本質的に熱膨張係数が低く、このような低い熱膨張係数を与えるPPD/BPDAの2成分系のポリイミドフィルムの製造においては、製膜時に延伸操作を行っても、MDの熱膨張係数 MDが10ppm/ 以上20ppm/ 以下、かつ、TDの熱膨張係数 TDが3ppm/ 以上7ppm/ 以下という、本件発明9の熱膨張係数のポリイミドフィルムを得ることはできない旨を主張する。

被告は、この点について、ポリイミドフィルムについて最終的に得られる熱膨張係数は、延伸倍率に大きく影響されるほか、延伸に際しての、溶媒含量、温度条件、延伸速度等多くの条件に影響され、またフィルムの厚さにも影響されることが甲9に記載されているから、ODA/BPDAの2成分系について、甲8のデータのみに基づいて、本件発明9の熱膨張係数の数値範囲を実現することができないと断定することはできない旨主張する。

しかし、本件明細書は、具体的に溶媒含量、温度条件、延伸速度等をどのように制御すれば熱膨張係数が本件発明9の程度まで小さくできるのかについて具体的な指針を何ら示していない。本来、実施可能要件の主張立証責任は出願人である被告にあるにもかかわらず、被告は、本件発明9の熱膨張係数の範囲を充足するODA/BPDAの2成分系ポリイミドフィルムの製造が可能であることについて何ら具体的な主張立証をしない。

したがって、本件明細書の記載及び本件優先日当時の技術常識を考慮しても、4,4'-ODA/BPDAの2成分系フィルムについては、本件発明9の熱膨張係数の範囲とすることは、当業者が実施可能であったということとはできない。

(14)東京地判平成27年1月29日 判例時報2249号86頁

平成24年(ワ)第21067号 著作権侵害差止等請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/881/084881_hanrei.pdf

家具等の小売フランチャイズシステムのフランチャイザーであり日本におけるIKEAの登録商標の商標権者である原告が、被告が運営する原告製品の通信販売サイト(ウェブサイトを通じて消費者から原告製品の注文を募り、イケアストアで原告製品を購入して梱包、発送し、注文した消費者に転売する買物代行事業)における原告製品の写真等の転載が原告の著作権を侵害し、被告各標章(【IKEA STORE】など)のタイトルタグ、メタタグとしての使用が原告の商標権を侵害し、不正競争に当たると主張して、被告に対し、これらの使用差止及び損害賠償を求めた事案において、裁判所は、(1)原告製品の写真は、被写体の影がなく、背景が白であるなどの特徴があり、同種製品を色が虹を想起せし

めるグラデーションとなるように整然と並べるなどの工夫が凝らされているものや、生地の質感が看取できるよう撮影方法に工夫が凝らされているものなど、原告製品の広告写真としての統一感を出し、商品の特性を消費者に視覚的に伝えるものとなっており、著作物性が認められる、(2)被告各標章がhtmlファイルにメタタグないしタイトルタグとして記載された結果、検索エンジンの検索結果において被告サイトの内容の説明文等が表示され、顧客が被告サイトにアクセスするよう誘引するのであるから、商標的使用に当たり、商標権侵害及び不正競争に該当する、(3)しかし、原告は原告製品のインターネット販売を行っておらず、被告による侵害行為がなければ被告サイト利用顧客が原告サイトから当該製品を購入したということにはならないし、被告サイト利用顧客が購入した原告製品はイケアストアで購入されることにより原告の利益となっているのであるから損害の立証が認められない、などと判示し、差止請求は認容したが、損害賠償請求の大半を棄却し、各著作物使用料相当額14万円と弁護士費用10万円の範囲で認容した。

【民事手続】

(15)東京高判平成25年4月10日 金法2016号96頁

平成24年(ネ)第7492号 請求異議控訴事件(原判決取消・請求棄却)

X社が本件建物を占有していたところ、Y法人は、担保不動産競売による売却により、本件建物の所有権を取得したうえ、Xを相手方とする引渡命令を申し立て、この発令を受けた。Aは、Xの代表者で、かつ、本件建物に係る敷地所有者であるところ、Yに対し、建物の区分所有等に関する法律10条に基づき、本件建物を時価で売り渡すよう請求した。本件は、Xが、上記売渡請求により本件建物の所有権がYからAに移転したなどとして、上記引渡命令において本件建物につき引渡しを命ずる実質的な理由はないから、上記引渡命令による執行が権利の濫用に当たると主張して、Yに対し、上記引渡命令に基づく強制執行の不許を求める事案である。原審は、Xの請求を認容したところ、Yが控訴した。

本判決は、上記引渡請求は、買受人の地位を有する者にのみ付与される民事執行法上の権利であり、したがって、買受人から買受不動産の所有権が第三者に移転したとしても、買受人は引渡命令の申立権を有していると解するのが相当であって、所有権の喪失は、請求異議の異議事由とすることはできないと解されるから、上記引渡命令の執行が、権利の濫用に当たるというためには、買受人が買受不動産に対して実体法上の権利を有しないと定まらず、民事執行法上の引渡請求権の行使としても権利の濫用に当たると解されることを要すると解されると判示した。そして、本件については、Yが売買予約契約に基づき上記売渡請求以前の本件建物の買主Bに対する本件建物の引渡義務を負っていたこと、口頭弁論終結時点においても上記売渡請求に係る本件建物の代金は未だ定まっておらず、YがAからその代金を受領していないことなどの事実関係からすれば、上記引渡命令の執行が権利の濫用に当たると認めるに足りる証拠はないと判示した。

(16)東京高決平成26年6月3日 判例タイムズ1410号88頁

平成26年(ラ)第708号 債権差押命令申立却下決定に対する執行抗告事件(抗告棄却、確定)

大規模な金融機関である第三債務者の具体的な店舗を特定することなく、債務者が第三債務者に対して差押命令送達の日(差押命令の送達された次の週の同一曜日。同日が休業日であるときにはその翌日。)の午前10時に有する預金債権のうち、複数の店舗に預金債権があるときは、差押命令送達の時点で預金債権額合計の最も大きな店舗の預金債権、当該店舗の預金債権については、先行の差押え又は仮差押えの有無、預金の種類、口座番号等による指定の順序で差押金額に満つるまでとした債権差押命令の申立は、差押債権を債務者が第三債務者に対して「差押命令送達の日(差押命令の送達された次の週の同一曜日。同日が休業日であるときにはその翌日。)の午前10時に有する預金債権のうち、複数の店舗に預金債権があるときは、差押命令送達の時点で最も大きな店舗の預金債権」として、差押えの効力自体は、第三債務者に対する債権差押命令の送達の日(差押命令の送達された次の週の同一曜日。同日が休業日であるときにはその翌日。)の午前10時に生ずるから、債務者が第三債務者に対して有する預金債権のうちどの預金債権が差押えられたのかを識別するためには、その送達の日(差押命令の送達された次の週の同一曜日。同日が休業日であるときにはその翌日。)の午前10時に有する預金債権のうちどの預金債権が第三債務者のどの店舗にあるか、及び、複数の店舗にある場合にはそのうちどの店舗が預金額最大店舗に該当することになるのかを特定する必要がある、当該申立ての方法によっても、いわゆる預金額最大店舗指定方式と同様の問題点を含むものといわざるをえず(最高裁平成24年(ク)第1341号、同年(許)第46号同25年1月17日第一小法廷決定参照)、申立ては、差押債権の特定を欠き不合法であるとされた。

(17)大阪高決平成26年12月2日 判例時報2248号53頁

平成26年(ラ)第1167号 移送申立却下決定に対する抗告事件(取消(確定))

Xは、平成26年7月9日、Yに対し東京地方裁判所(以下、東京地裁)にXと訴外A間の不貞関係に基づく損害賠償請求権が存在しないことの確認及びYがXに対し暴行等を加えたことを理由に不法行為に基づく損害賠償請求訴訟(別件訴訟)を提起し、Yは、平成26年7月26日、Xに対し神戸地裁にXとA間の不貞行為に基づく損害賠償請求訴訟(基本事件)を提起した。Xは基本事件につき民事訴訟法17条に基づき東京地裁への移送を求めたが、原審は理由がないとして却下したためXは抗告した。

本決定は、X及び不貞行為の相手とされるAが東京都内に在住していること、不貞行為があったとされる場所は東京都内であること、別件訴訟が先に東京地裁に係属していることなどから訴訟の著しい遅滞を避け、当事者間の衡平を図るため東京地裁に移送するのが相当であると判断し、原決定を取り消し移送の決定をした。なお、本決定は、基本事件の訴訟物は別件訴訟の請求と同一であり民法142条が禁止する重複訴訟として却下を免れず、基本事件は東京地裁に移送された後に別件訴訟と併合され別件請求の反訴として扱われない限り却下されるべきものであると付言した。

【刑事法】

(18) 最二決平成27年3月3日 最高裁HP

平成27年(あ)第239号 強制わいせつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反、名誉毀損被告事件(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/062/085062_hanrei.pdf

(要旨)

控訴審判決の宣告前に被告人が死亡していた場合について最高裁判所において公訴棄却決定がされた事例
(判旨)

被告人に対する被告事件について、大阪高等裁判所が言い渡した判決に対し、検察官から上告の申立てがあったところ、区長作成の戸籍の全部事項証明書によれば、被告人は判決宣告前に死亡したことが明白であるから、当裁判所は、刑訴法414条、403条1項、404条、339条1項4号により、公訴を棄却する。

(19) 最三決平成27年4月15日 最高裁HP

平成27年(し)第223号 保釈許可決定に対する抗告の決定に対する特別抗告事件(原決定取消、抗告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/051/085051_hanrei.pdf

(要旨)

準強制わいせつ被告事件において保釈を許可した原々決定を取り消して保釈請求を却下した原決定に刑訴法90条、426条の解釈適用を誤った違法があるとされた事例

(事案)

被告人は、柔道整復師の資格を有し、予備校理事長の職にあったものであるが、平成25年12月30日午後4時頃から同日午後5時15分頃までの間、予備校2階にある接骨院内において、予備校生徒である当時18歳の女性に対し、同女が被告人の学習指導を受ける立場で抗拒不能状態にあることに乗じ、施術を装い、その胸をもみ、膣内に指を挿入するなどのわいせつな行為をしたという公訴事実により、起訴された。

被告人は第1回公判期日において、公訴事実を争い、第2回公判期日において、被害者の証人尋問が実施された。弁護人は、被告人質問のほか、本件予備校に通っていた元生徒1名の証人尋問を請求する予定だった。

原々決定は、第2回公判期日後に、保釈金額を300万円と定め、被害者、元生徒及び本件予備校関係者らとの接触を禁止するなどの条件を付した上、被告人の裁量保釈を許可した。

検察官が抗告した。

原決定は、弁護人が請求を予定している元生徒の証人尋問が未了であり、本件予備校理事長の職にあった被告人が、上記元生徒ら関係者に働き掛けるなどして罪証を隠滅することは容易で、その実効性も高いと指摘し、被告人の保釈を許可した原々決定を取り消した。

弁護人が特別抗告を申し立てた。

(判旨)

原々審は、既に検察官立証の中核となる被害者の証人尋問が終了していることに加え、受訴裁判所として、当該証人尋問を含む審理を現に担当した結果を踏まえて、被告人による罪証隠滅行為の可能性、実効性の程度を具体的に考慮した上で、現時点では、元生徒らとの通謀の点も含め、被告人による罪証隠滅のおそれはそれほど高度のものとはいえない上、保釈する必要性や、被告人に前科がないこと、逃亡のおそれが高いとはいえないことなども勘案し、上記の条件を付した上で裁量保釈を許可した。

このような原々審の判断は不合理なものとはいえないから、原決定を取り消し(刑訴法411条1号)、抗告は棄却する(刑訴法434条、426条2項)。

(20) 最三決平成27年5月18日 最高裁HP

平成27年(し)第149号 弁護人に対する出頭在廷命令に従わないことに対する過料決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/108/085108_hanrei.pdf

(要旨)

刑訴法278条の2第3項に規定する過料の制裁は憲法31条,37条3項に違反しない

(事案)

自己の刑事事件を審理している簡易裁判所への勾引に従事していた警察官に暴行を加えて傷害を負わせたという被告人に対する公務執行妨害,傷害被告事件において,被告人が裁判官入廷前に手錠及び腰縄を外すことなどを求めて公判期日への不出頭を繰り返し,これに同調して公判期日に出頭しなかったために解任された別の国選弁護人らに替わって新たに選任された国選弁護人である申立人らも,被告人に同調して公判期日に出頭せず,刑訴法278条の2第1項に基づく出頭在廷命令にも応じなかったことから,原々審は,申立人に対して同条の2第3項による過料の決定をした。

弁護人が即時抗告を申し立てたが,棄却されたため,刑訴法278条の2第1項による当事者への出頭在廷命令の実効性担保は,弁護士法上の懲戒制度で十分であり,正当な理由がなく上記命令に従わなかった当事者に対して過料に処することができる旨定める同条の2第3項は,合理性,必要性を著しく欠き,国家権力に介入されない弁護権を行使する弁護人の弁護を受ける被告人の権利を侵害するとして,特別抗告を申し立てた。

(判旨)

刑訴法278条の2第1項による公判期日等への出頭在廷命令に正当な理由なく従わなかった弁護人に対する過料の制裁を定めた同条の2第3項は,訴訟指揮の実効性担保のための手段として合理性,必要性があるといえ,弁護士法上の懲戒制度が既に存在していることを踏まえても,憲法31条,37条3項に違反するものではない。

よって,抗告を棄却する。

(21)東京高判平成26年12月12日 最高裁HP

平成26年(う)第698号 刑事訴訟法違反被告事件(棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/097/085097_hanrei.pdf

(要旨)

- 1 検察官から開示された証拠である写真の複製等をインターネット上の動画サイトに掲載した行為に刑事訴訟法281条の5第1項を適用して処罰することが,憲法21条1項に反しないとされた事例
- 2 刑事訴訟法281条の4第1項にいう被告事件の審理の準備に使用する目的の意義
- 3 被告事件における証拠等の問題点を指摘して一般の支援を求めて行った上記掲載行為が,刑事訴訟法281条の5第1項に該当するとされた事例

(事案)

被告人は,公務執行妨害,傷害被告事件の被告人であったが,刑事訴訟法281条の4第1項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で,検察官において上記被告事件の審理の準備のために謄写の機会を与えた証拠である実況見分調書(以下「本件実況見分調書」という。)貼付の写真に係る複製等をインターネット上の動画投稿サイトに掲載し,不特定多数人が閲覧すること等が可能な状態にした行為において,刑事訴訟法違反の罪で起訴された。

原判決は,刑事訴訟法281条の5第1項に該当するとして,被告人を懲役6月,執行猶予2年に処した。

被告人が控訴した。

(判旨)

- 1 本件実況見分調書貼付の写真に係る複製等をインターネット上の動画投稿サイトに掲載した行為(以下「本件掲載行為」という)に刑事訴訟法281条の5第1項を適用して処罰することは,本件掲載行為の目的,態様等に照らして,必要かつ合理的でやむを得ないものといえるから,憲法21条1項に反しない。
- 2 刑事訴訟法281条の4第1項にいう当該被告事件の審理の準備に使用する目的とは,被告人及び弁護人が,当該被告事件において,検察官手持ち証拠の内容を把握し,その証拠能力,証明力等を検討して検察官の主張立証に対する反論反証の準備を行い,開示証拠を契機として被告人に有利な主張立証を準備する目的をいう。
- 3 被告人が当該被告事件における証拠等の問題点を指摘して一般の支援を求めて本件掲載行為を行うことは,当該被告事件の審理の準備に使用する目的による使用には当たらず,刑事訴訟法281条の5第1項に該当する。

(22)広島家決平成26年9月9日 判例時報2249号112頁

平成26年(少八)第400006号 施設送致申請事件(認容(確定))

少年審判手続で保護観察所の保護観察に付され保護観察中の19歳の少年が,遵守事項を遵守せず,約2か月間家出して保護司への訪問をせず,無免許運転をして事故を起こすなどし,保護観察所長から警告を寄せられたにもかかわらずなお遵守事項を遵守しなかったことなどから,更生保護法67条2項に基づく保護観察所長から家庭裁判所に対する施設送致申請が行われ,家庭裁判所が少年法26条の4第1項によって同申請を認容し,同少年を中等少年院送致とした事例。

【公法】

(23) 最三判平成27年5月26日判決 最高裁HP

平成24年(行ヒ)第368号 市県民税変更決定処分取消請求事件(破棄自判)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/118/085118_hanrei.pdf

住民税に係る賦課決定の期間制限の特例を定める地方税法(平成25年法律第3号による改正前のもの)17条の6第3項3号にいう判決等の意義。

住民税の所得割を増加させる賦課決定は、同条1項により、法定納期限の翌日から起算して3年を経過した日以後においてはすることができないとする期間制限があるが、所得税にかかる不服申立て又は訴えについての決定、判決又は判決があった場合、これらがあった日の翌日から起算して2年間においてもすることが出来るとする期間制限の特例の規定がある。

所得税の更正に対する不服申立てとして提起された前訴が上記特例に言う「訴え」に該当するかについて、原審はこれを肯定したが、最高裁は、「個人の道府県民税及び市町村民税の所得割に係る賦課決定の期間制限につき、その特例を定める同項3号にいう所得税に係る不服申立て又は訴えについての決定、判決又は判決があった場合とは、当該不服申立て又は訴えについてその対象となる所得税の課税標準に異動を生じさせ、その異動した結果に従って個人の道府県民税及び市町村民税の所得割を増減させる賦課決定をすべき必要を生じさせる決定、判決又は判決があった場合をいうものと解するのが相当である。」とした。そして、上記前訴は、所得税の更正等の取消請求であったところ、これが棄却され確定したため、同判決は更正により増額された所得税の課税標準に異動を生じさせるものではなく、従ってこれに該当しないと判断した。

【社会法】

(24) 最三判平成27年4月28日判決 最高裁HP

平成26年(行ヒ)第75号 審決取消等請求事件(上告棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/064/085064_hanrei.pdf

音楽著作権の管理事業者が放送への利用の許諾につき使用料の徴収方法を定めるなどの行為が、独占禁止法2条5項にいう「排除」の要件である他の事業者の参入を著しく困難にする効果を有するとされた事例。

音楽著作権の管理事業を行う既存の事業者(参加人)が、その管理する音楽著作物の放送への利用の包括的な許諾につき、ほとんど全ての放送事業者との間で年度ごとの放送事業収入に所定の率を乗じて得られる金額又は所定の金額による使用料の徴収方法(包括徴収)を定める利用許諾契約を締結しこれに基づくその徴収をする行為(本件行為)は、(参加人は、個別徴収方式も採用していたが、1曲1回(5分)の単位使用料は、6万4千円と高額で、これを利用する放送事業者は殆ど無かった)音楽著作物の放送への利用の許諾に係る市場において、独占禁止法2条5項にいう「他の事業者の事業活動を排除」する行為であるかどうか争われた。上記の市場においては、放送事業者にとって、音楽著作権管理事業の許可制から登録制への移行後も大部分の音楽著作権につき管理の委託を受けている参加人との間で、包括的な許諾による利用許諾契約を締結しないことがおよそ想定し難い状況にあったこと、上記の包括徴収方法は、参加人が管理する音楽著作物の利用割合が使用料の金額の算定に反映されないものであるため、放送事業者が他の事業者の使用料を支払うとその負担すべき使用料の総額が増加するものであったこと、参加人による上記行為の継続期間は、7年余に及ぶものであったこと等を認定した上で、参加人の本件行為は、他の管理事業者の本件市場への参入を著しく困難にする効果を有するものというべきであり、いわゆる排除型私的独占に該当すると判断した。

(25) 最三決平成27年5月19日 最高裁HP

平成26年(許)第36号 手数料還付申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/112/085112_hanrei.pdf

(裁判要旨)

使用者を相手に雇用契約上の地位の確認等を求める訴訟(以下「本案訴訟」という。)を提起したXが、本案訴訟において労働基準法26条の休業手当の請求及びこれに係る同法114条の付加金の請求(以下「本件付加金請求」という。)を追加する訴えの変更をした際に、本件付加金請求に係る請求の変更の手数料(民事訴訟費用等に関する法律3条1項、別表第1の5項、4条1項)として4万8000円を納付した後、付加金の請求の価額は民法9条2項により訴訟の目的の価額に算入しないものとすべきであり、上記手数料は過大に納められたものであるとして、民事訴訟費用等に関する法律9条1項に基づき、その還付の申立てをした事案において、労働基準法114条の付加金の請求の価額は、当該付加金の請求が同条所定の未払金の請求に係る訴訟において同請求とともにされるときは、当該訴訟の目的の価額に算入されないとして、上記手数料の還付を命じた事例。

(理由)

労働基準法114条は、労働者に対する休業手当等の支払を義務付ける同法26条など同法114条に掲げる同法の各規定に違反してその義務を履行しない使用者に対し、裁判所が、労働者の請求により、上記各規定により使用者が支払わなければならない休業手当等の金額についての未払金に加え、これと同一額の付加金の労働者への支払を命ずることができる旨を定めている。その趣旨は、労働者の保護の観点から、上記の休業手当等の支払義務を履行しない使用者に対し一種の制裁として経済的な不利益を課すこととし、その支払義務の履行を促すことにより上記各規定の実効性を高めようとするものと解されるところ、このことに加え、上記のとおり使用者から労働者に対し付加金を直接支払うよう命ずべきものとされていることからすれば、同法114条の付加金については、使用者による上記の休業手当等の支払義務の不履行によって労働者に生ずる損害の填補という趣旨も併せ有するものといえることができる。そして、上記の付加金に係る同条の規定の内容によれば、同条所定の未払金の請求に係る訴訟において同請求とともにされる付加金の請求につき、その付加金の支払を命ずることの当否の審理判断は同条所定の未払金の存否の審理判断を前提に同一の手続においてこれに付随して行われるものであるといえるから、上記のような付加金の制度の趣旨も踏まえると、上記の付加金の請求についてはその価額を訴訟の目的の価額に算入しないものとするのが民法9条2項の趣旨に合致するものといえることができる。

【紹介済判例】

知財高判平成24年12月5日 判例タイムズ1410号150頁
平成24年(行ケ)第10277号 審決取消請求事件(認容,確定)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/810/082810_hanrei.pdf
法務速報140号17番で紹介済

最二判平成26年2月14日 判例時報2249号32頁
平成23年(受)第603号 遺産確認,建物明渡等請求事件(破棄差戻)
法務速報154号1番で紹介済

最二判平成26年2月14日 判例タイムズ1410号75頁
平成23年(受)第603号 遺産確認,建物明渡等請求事件(破棄差戻)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/947/083947_hanrei.pdf
法務速報154号1番で紹介済

東京高決平成26年3月5日 判例タイムズ1410号94頁
平成26年(ラ)第316号 免責許可決定に対する抗告事件(取消,確定)
法務速報159号19番で紹介済

東京高決平成26年3月20日 判例タイムズ1410号113頁
平成26年(ラ)第278号 遺産分割審判に対する抗告事件(変更,確定)
法務速報167号2番で紹介済

最一判平成26年7月24日 判例時報2250号103頁
平成25年(あ)第689号 傷害致死被告事件(破棄自判)
法務速報160号22番で紹介済

最一判平成26年7月24日 判例タイムズ1410号82頁
平成25年(あ)第689号 傷害致死被告事件(破棄自判)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/339/084339_hanrei.pdf
法務速報160号22番で紹介済

最一判平成26年10月23日 判例タイムズ1410号47頁
平成24年(受)第2231号 地位確認等請求事件(破棄差戻)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/577/084577_hanrei.pdf
法務速報163号24番で紹介済

最三判平成26年10月28日 判例時報2250号9頁

平成24年(受)第2007号 不当利得返還等請求事件(破棄自判)
法務速報163号1番で紹介済

最三判平成26年10月28日 判例タイムズ1410号69頁
平成24年(受)第2007号 不当利得返還等請求事件(破棄自判)
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/582/084582_hanrei.pdf
法務速報163号1番で紹介済

最三判平成26年10月28日 金法2016号90頁
平成24年(受)第2007号 不当利得返還等請求事件(破棄自判)
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/582/084582_hanrei.pdf
法務速報163号1番で紹介済

大阪高判平成26年10月31日 判例時報2249号38頁
平成26年(ネ)第471号 営業妨害予防等請求控訴事件(変更(上告・上告受理申立て))
法務速報168号22番で紹介済

最三決平成26年11月25日 判例タイムズ1410号79頁
平成25年(あ)第510号 わいせつ電磁的記録等送信頒布, わいせつ電磁的記録有償頒布目的保管被告事件(上告棄却)
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/650/084650_hanrei.pdf
法務速報164号17番で紹介済

最二判平成26年12月12日 判例タイムズ1410号66頁
平成24年(受)第2675号 相続預り金請求事件(上告棄却)
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/688/084688_hanrei.pdf
法務速報164号1番で紹介済

最二判平成26年12月19日 判例タイムズ1410号60頁
平成25年(受)第1833号 賠償金請求事件(破棄自判)
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/705/084705_hanrei.pdf
法務速報165号1番で紹介済

最二決平成27年1月22日 判例タイムズ1410号55頁
平成26年(許)第17号 間接強制決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/796/084796_hanrei.pdf
法務速報166号10番で紹介済

最二決平成27年1月22日 判例タイムズ1410号55頁
平成26年(許)第26号 間接強制決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/795/084795_hanrei.pdf
法務速報166号9番で紹介済

2. 平成27年(2015年)5月25日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・閣法 189 2

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律

・・・福島の一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画の制度,住民の帰還促進のための環境を整備する事業を行う地方公共団体への交付金制度の創設等を定めた法律。

・閣法 189 7

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律

・・・1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年の議定書の改正に伴い,船舶の所有者等がその責任を制限することができる債権についての責任の限度額を引き上げることがを定めた法律

・閣法 189 12

緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律

・・・気候変動に関する国際連合枠組条約の資金供与の制度の運営を委託された緑の気候基金に対する日本からの拠出,これに伴う措置を定めた法律。

・閣法 189 13

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

・・・株式会社日本政策投資銀行が災害における危機対応業務及び特定投資業務を適確に実施するための措置,これらの業務の適確な実施の確保のための政府による株式の保有に関する措置を定めた法律。

・閣法 189 14

文部科学省設置法の一部を改正する法律

・・・スポーツに関する基本的な政策の企画,立案,推進に関する事務等を文部科学省の所掌事務に追加すること,文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置することを定めた法律。

・閣法 189 17

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律

・・・政府が保有する株式会社商工組合中央金庫の株式についての処分,中小規模の特定非営利活動法人への融資を中小企業信用保険の付保対象に追加すること等を定めた法律。

・閣法 189 18

水防法等の一部を改正する法律

・・・浸水想定区域制度の拡充,雨水貯留施設の管理協定制度の創設,下水道施設の適切な維持管理の推進,日本下水道事業団による下水道管理者の権限代行制度の創設等を定めた法律。

・閣法 189 19

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律

・・・認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資等の業務を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に行わせること,同機構の高度船舶技術に関する業務の廃止等を定めた法律。

・閣法 189 20

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法

・・・特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別の措置を定めた法律。

・閣法 189 21

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

・・・下級裁判所における判事の員数を増加するとともに,裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い,裁

判官以外の裁判所の職員の員数を減少させることを定めた法律。

・閣法 189 23

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律

・・・独立行政法人労働安全衛生総合研究所を独立行政法人労働者健康福祉機構に統合し、その名称を独立行政法人労働者健康安全機構に改めること、独立行政法人福祉医療機構の行う福祉貸付事業、医療貸付事業に係る金融庁検査の導入等を定めた法律。

・閣法 189 24

農林水産省設置法の一部を改正する法律

・・・農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出に関する事務等を地方農政局及び北海道農政事務所の所掌事務に追加し、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターを廃止すること等を定めた法律。

・閣法 189 39

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律

・・・独立行政法人国立大学財務・経営センターを解散し、その業務の一部を独立行政法人大学評価・学位授与機構に承継させること、独立行政法人大学評価・学位授与機構の名称を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構とすること等を定めた法律。

・閣法 189 47

競馬法の一部を改正する法律

・・・海外において実施される特定の競馬の競走について、日本中央競馬会等が勝馬投票券を発売できること等を定めた法律。

・閣法 189 66

電気通信事業法等の一部を改正する法律

・・・電気通信事業の登録の更新に関する制度の創設、電気通信役務及び有料放送の役務の提供に関する契約の解除並びに本邦に入国する者が持ち込む無線設備を使用する無線局に係る規定の整備等を定めた法律。

3.5月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

富永忠祐 編著 新日本法規 460頁 5,292円

事例でみる親権・監護権をめぐる判断基準

岩原紳作/神田秀樹/野村修也 編 有斐閣 232頁 1,728円

ジュリストBOOKS 平成26年 会社法改正 会社実務における影響と判例の読み方

後藤孝典/野入美和子/牧口晴一/日本企業再建研究会 著 日本加除出版 392頁 3,780円

中小企業における株式管理の実務 事業承継・株主整理・資本政策

柴田義人/石原坦/関根良太/廣岡健司 編 商事法務 416頁 4,104円

M&A実務の基礎

福岡真之介/高木弘明 著 商事法務 288頁 3,564円

監査等委員会設置会のフレームワークと運営実務 導入検討から制度設計・移行・実施まで

岡 伸浩 編/岡 伸浩/勝亦康文/壽原友樹/谷貝彰紀/中田吉昭 著 中央経済社 289頁 3,240円

改正会社法・施行規則等の解説

4.5月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

日弁連法務研究財団 編 商事法務 168頁 2,700円
法と実務 11

山田泰弘/伊東研祐 編 日本評論社 336頁 5,616円
会社法罰則の検証 会社法と刑事法のクロスオーバー

後藤巻則/齋藤雅弘/池本誠司 著 弘文堂 1708頁 21,600円
条解 消費者三法 消費者契約法/特定商取引法/割賦販売法

平田 厚 著 清文社 288頁 2,808円
福祉現場のトラブル・事故の法律相談Q&A

松田耕治/澤野正明/佐々木伸悟 監修 古川和典 著 ぎょうせい 356頁 4,860円
再建型倒産手続実務ハンドブック 民事再生・会社更生・私的整理

日本弁護士連合会刑事弁護センター 編 現代人文社 231頁 3,024円
GENJIN刑事弁護シリーズ 16 責任能力弁護の手引き

5. 発刊書籍<解説>

「事例でみる親権・監護権をめぐる判断基準」

99の事例が取り上げられており、詳しく解説されている。親権者・監護権者の指定や変更に関する事例、親権の制限に関する事例、子の引き渡しに関する事例、面会交流、養育費に関する事例、子の保護に関する事例などが解説されている。

「福祉現場のトラブル・事故の法律相談Q&A」

契約と現場のトラブル、プライバシーと現場のトラブル、虐待問題と現場のトラブル、労務管理と現場のトラブル、介護事故と最近の裁判例などが解説されている。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。